

商品概要説明書

J A担い手応援ローン

(2024 年 4 月 1 日現在)

商品名	J A担い手応援ローン																			
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ J A での税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（以下のとおり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>J A の税務対応支援</th><th>白色申告</th><th>青色申告</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr> <td>② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr> <td>③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr> <td>④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑤ 上記のいずれにも該当しない場合</td><td>×</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> ○ 原則として、直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。 ○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ山形県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。		J A の税務対応支援	白色申告	青色申告	① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施	×	○	② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○	④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付	×	○	⑤ 上記のいずれにも該当しない場合	×	×
J A の税務対応支援	白色申告	青色申告																		
① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施	×	○																		
② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○																		
③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○																		
④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付	×	○																		
⑤ 上記のいずれにも該当しない場合	×	×																		
資金使途	【個人】 ○ 農業生産に直結する運転資金 【法人等】 ○ 農業経営に必要な運転資金																			
借入金額	○ 3,000 万円以内とし、所要額以内とします。																			
借入期間	○ 1 年以内とします。 ○ ただし、契約更新をされた場合、引続きご利用いただくことも可能です。																			
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。																			
借入方式	○ 当座借越（貯金型）																			
返済方法	○ 元金返済は、ご入金の都度、借越残高がなくなるまでのご返済とします。 ○ 利息のお支払いは、毎年○月と○月の当 J A 所定の利息決算日に貯金口座から引き落とす、または貸越元金に組み入れます。																			

担保	○ 原則として、担保の設定は行いません。
保証	○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法事以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内にされたものに限りします。
保証料	○ 分割払い 約定返済日（当座借越（貯金型）は利息決算日）の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.38%です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）またはリスク管理室（電話：0234-43-8777）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として山形県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。電子契約サービス手数料は無料です。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 庄内みどり